

# ふじのくに新商品セレクション 2019 開催要領

## ～静岡県の優れた加工品のコンクール～

### 1 趣旨

静岡県産農林水産物の魅力を活かした、新しい加工品を選定することで、企業の新商品開発や商品改良に結びつけ、ものづくり産業の活性化及び県産農林水産物の付加価値向上を図ります。

### 2 主催

静岡県

### 3 協力

静岡県食品産業協議会

### 4 表彰及び特典

#### (1) 賞

最高金賞 1点

金賞 10点程度

#### (2) 表彰式

令和元年11月下旬に静岡市内で、高品質な農林水産物を県が認定する「しずおか食セレクション」の認定式、「ふじのくに食の都づくり仕事人」の表彰式と合同で開催する予定です。

#### (3) 受賞特典

ア 受賞商品は報道機関に情報提供するほか、県が作成するパンフレットへの掲載や県ホームページで紹介するなど、様々な機会を通じてPRします。

イ 受賞者は、県が実施又は参加する展示会、商談会に関して、優先的に情報提供を受けたり、出展機会を得ることができます。

ウ 最高金賞又は食品部門の最高位を受賞した食品は、翌年度に開催される全国大会「優良ふるさと食品中央コンクール」(主催：一般財団法人食品産業センター)への出品について、県が推薦します。(参加費の徴収はない見込みですが、出品に関する経費は受賞者負担となります。)

エ 最高金賞及び金賞の受賞者は、受賞区分別に定める「ふじのくに新商品セレクション」のマークを使用できます。

### 5 募集

#### (1) 募集期間

令和元年5月24日(金)～令和元年7月10日(水) 必着

## (2) 提出物

### ア 出品書類

- ・ 出品票（商品写真貼付）
- ・ 商品の補足資料（任意）

### イ 審査用商品及び試食品の提供

（応募の段階では提出不要です。審査会に持参していただくため、応募後に通知します。）

## (3) 提出方法

- ・ 電子メール、郵送又は持参にて書類を提出
- ・ 電子メールの場合は、件名を「ふじのくに新商品セレクション 2019 応募」とし、出品票（補足資料）の電子ファイルを下記のアドレスに送信してください。なお、ファイルサイズは5MB以下を目安に送信願います。
- ・ 出品票を提出いただきましたら、電子メールにて受付の御連絡をします。出品票提出後、1週間以内に連絡がない場合には御連絡ください。（出品票に電子メールアドレスを必ず御記入ください。）

## (4) 提出先（問い合わせ先）

静岡県経済産業部マーケティング課 6次産業推進班 藤井

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

TEL 054-221-2703 FAX 054-221-2698

E-mail [marke@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:marke@pref.shizuoka.lg.jp)

## (5) 主な出品条件

- ア 出品商品は、原材料に静岡県産農林水産物（水は対象外）を使用し、商品化後2年以内の加工品であること。ただし、商品化後、2年以上経過している商品であっても、商品の改良が2年以内に行われた商品であれば、出品対象となります。（改良とは、食味や香り、食感など食品自体の改良を伴うものや、容器・包装、パッケージデザイン、ネーミングなど商品の改良が2年以内に行われた商品とします。また、2年以内とは、平成29年4月1日以降に発売又は改良した商品とします。）
- イ 農林水産物に乾燥、加熱、切断、冷凍等のみの処理をしたものは、対象外とします。具体的には、お茶（茶葉そのもの）、乾しいたけ、干し柿、牛乳、切り身や冷凍品（味付け等なし）は対象外とします。また、茶飲料（ボトル）は対象とします。
- ウ 食品以外の商品については、静岡県産農林水産物の付加価値を向上させること、または、販売額の増加に繋げることができる商品とします。
- 【例 通常は廃棄される等商品化や販売はほとんどされていない未利用、低利用の静岡県産農林水産物を使用】
- エ 出品商品は、過去、「ふじのくに新商品セレクション」の最高金賞又は金賞を受賞していない商品であるものとします。

オ 出品商品は出品者当たり2点以内とします。ただし、複数の商品を1つのパッケージに入れたセット商品は1点として扱うことができます。

カ 出品者は、県内に住所又は主たる事務所を有する者とします。

キ 上記条件に関する判断が困難な商品の出品については、別途審査委員及び事務局で審議の上、決定します。

## (6) 応募条件

直近5年間に下記のア～クの項目に関する違反行為がないこと

- ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）、下請代金支払遅延等防止法に関すること。
- イ 食品衛生法、食品表示法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)に関すること。
- ウ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）に関すること。
- エ 消費者安全法に関すること。
- オ 労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法等の労働法規に関すること。
- カ 公害防止、環境保全等の法規に関すること。
- キ 租税の滞納、追徴金の賦課に関すること。
- ク その他関係する法令に関すること。
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に関すること。

## 6 審査

### (1) 審査会開催日、場所

- ・ 審査日 令和元年9月上旬のうち1日（予定）
- ・ 場 所 静岡市内

### (2) 審査委員

マーケティング専門家、学識経験者、食品専門家、料理専門家、デザイン専門家、小売販売業者、消費者代表（予定）

### (3) 審査方法

#### ア 一次審査

応募商品が多い場合は、書類による一次審査を行い、概ね30商品を選定し、審査会に諮ります。一次審査は、提出書類に基づき、商品コンセプト、商品写真、パッケージデザイン、ネーミング、地域連携等を基準としますので、写真や書類等に不備がないよう準備してください。（※近年は応募多数のため、一次審査を行っています。）

一次審査結果発表 令和元年8月中旬頃を予定

※ 一次審査結果は文書にて全応募者に通知します。なお、一次審査通過者には、審査会の案内（審査時間等）を同封します。また、一次審査の落選理由についての問い合わせについてはお答えできませんので、御承知おきください。

#### イ 審査会

審査会では、会場にて、審査委員に対して試食品、試供品を提供するとともに、商品に関するプレゼンテーションを行っていただき、ウの審査基準に従って、賞を決定します。

なお、審査会の会場と当日の日程については別途通知します。（審査時間は概ね 10 分程度）

#### ウ 審査基準

主な審査項目は、以下のとおりとします。

項目	具体的な内容
商品としての魅力	商品コンセプト、商品の特徴、味、使用感など、商品全体として魅力ある商品となっているか。
販売戦略	ターゲット、販路、商品展開、内容量、価格等が明確か
販売量	県内外に販売するために必要な生産量が確保できているか
郷土色	商品を通して、地域の特徴的な県産農林水産物の魅力を効果的に発信できる、郷土色豊かな商品であるか
デザイン等	容器・包装の素材、デザインなどが、商品コンセプト等を反映している商品であるか
安全・安心の取組	安全に関する認証・認定機関の許認可を受けているか、また、製造工程や品質管理が適正に実施されている商品であるか
地域連携による取組	商品の原材料の生産及び調達、商品化の過程、商品の製造・販売、商品 PR を行うに当たり、地域で連携した取組であるか

#### (4) 審査結果

出品者には書面で通知するとともに、受賞商品を事務局（県マーケティング課）のホームページで公開します。

ホームページアドレス

<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-110/shinselection.html>

#### (5) 注意事項・費用等

ア 参加費は徴収しません。ただし、出品・審査に要する経費（書類作成、通信運搬、商品、試食、プレゼンテーション等の経費）は出品者の負担となります。

イ 受賞者には、報道機関への情報提供及びパンフレットへの掲載やホームページでの紹介等の県が行う PR 等のために商品の写真を無償で提供していただきます。

ウ 提出書類の記載内容については、県が 6 次産業化の推進のために実施する事業（例：「ふじのくに総合食品開発展 2020」）の御案内等の目的以外には使用いたしません。

エ **出品内容や応募内容が事実と異なることが判明した場合は、賞決定以降であっても、賞の取り消しや特典が得られなくなる場合があります。**